水先制度について

資料　2－1

1．水先の目的

○ 水先とは、船舶が輻輳する水域等、交通の難所（全国35区）において、免許を受けた水先人が乗り込み船舶を導くこと。

○ 船舶交通の安全の確保及び運航能率の増進のため、国際的に実施されている制度。

○ 当該船舶のみならず、水域を航行する多数の船舶の安全や、港湾機能の保全、海洋汚染防止等にも資する。

2．応召義務

○ 水先人は、船長から水先の要請があれば、その船舶に赴き水先業務を行う水先法上の義務がある。

3．強制水先制度

○ 船舶交通の安全を確保するため、全国で特に交通の難所とされる水域等10か所で、水先人の乗船を義務付けている。

4．実績

○ 約14万5千隻（平成21年度）

5．水先区の現況

● □水先区　（35区）

強制水域　（10区）
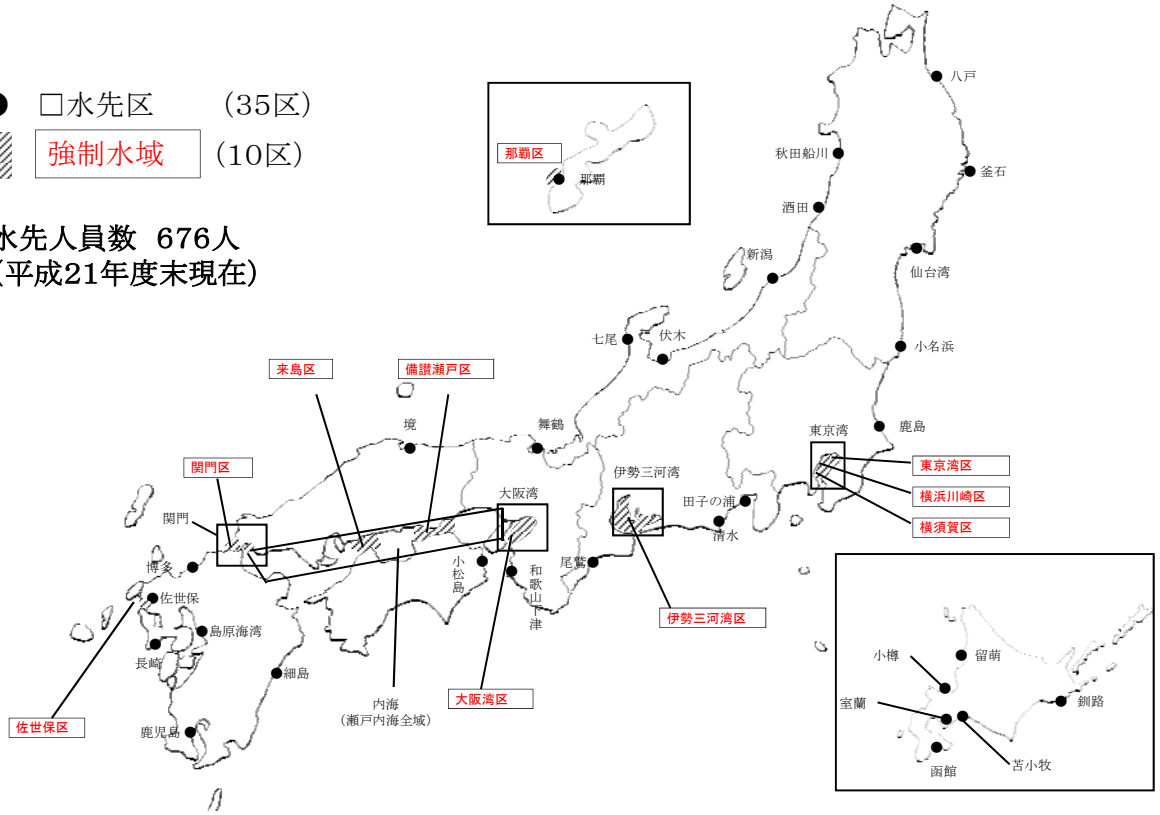
水先人員数　676人
（平成21年度末現在）